

主催：静岡労働局

参加費：無料

パートタイム労働法の改正等にかかる説明会

～2020年4月1日施行！準備は進んでいますか？～

同一企業における通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、働き方改革関連法が平成30年7月に公布され、同法による改正後のパートタイム労働法が2020年4月に施行されます。事業主・人事労務担当者の方々が必要となる取り組みについて理解を深めるために、下記の日程で説明会を開催します。

沼津会場 (定員300名)	日時： 令和元年9月5日(木) ①10:00～12:00 ②14:00～16:00 場所： プラサヴェルデ コンベンションホールA 沼津市大手町1-1-4(Tel055-920-4100)	【説明内容】 (3会場共通) ①パートタイム労働法の改正について
静岡会場 (定員300名)	日時： 令和元年9月17日(火) ①10:00～12:00 ②14:00～16:00 場所： グランシップ会議ホール風 静岡市駿河区東静岡2-3-1(Tel054-203-5710)	②女性活躍推進法の改正について
浜松会場 (定員300名)	日時： 令和元年9月24日(火) ①10:00～12:00 ②14:00～16:00 場所： アクトシティ浜松 コンgressセンター3F 31会議室 浜松市中区板屋町111-1(Tel053-451-1111)	③有期雇用特別措置法及び無期転換ルールについて ④業務改善助成金について

【参加申し込み】 静岡労働局 雇用環境・均等室あて、下記申込書によりファックス又は郵送でお申し込みください。(申込〆切:8/30) FAX 054-254-6543

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5F

【お問い合わせ先】 静岡労働局 雇用環境均等室 Tel054-252-5310 担当:鍋田・土屋

- ・いずれの会場も、定員になり次第受付を終了します。
- ・お申し込み後、参加いただける場合はご連絡をいたしませんので、当参加申込書の写し又は原本を持って、直接会場へお越しください。
- ・定員を超える等参加いただけない場合のみご連絡差し上げます。
- ・当日、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(受託者:全国社会保険労務士会連合会・静岡県中小企業団体中央会)による窓口相談を設置します(12:00～13:45)。

※公共交通機関をご利用の上、ご来場ください

パートタイム労働法等にかかる説明会 参加申込書

出席会場 (〇で囲んで下さい)	9月5日(木) 沼津会場 午前・午後	9月17日(火) 静岡会場 午前・午後	9月24日(火) 浜松会場 午前・午後
出席者職・氏名			
事業場名			
所在地・連絡先	〒 静岡県	TEL	
個別相談の希望の有無	有 ・ 無		

※ご記入いただいた個人情報につきましては、当説明会の運営目的以外に使用することはありません。